

大阪市告示第509号

次の施設について、大阪市立こども文化センター条例（昭和53年大阪市条例第58号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり大阪市立こども文化センターの指定管理者が大阪市立男女共同参画センター西部館の施設内において行うこども文化センター事業の内容等について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年4月3日

大阪市長 横山英幸

事業名	実施日	実施時間	事業を行う大阪市立男女共同参画センター西部館の施設
こども広場4月	4月11日	9:00～12:00	多目的室
こども詩の会	4月18日	13:00～17:00	研修室

(こども青少年局企画部青少年課)